

官民競争入札等監理委員会
第167回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第167回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成27年12月16日（水） 15:29～17:14

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

- 劇場・音楽堂等基盤整備事業
- 研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（科学技術イノベーション創出基盤に関する課題の調査分析業務）
- 内陸及び沿岸海域の活断層調査
- 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業
- 総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務
- 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務
- 建設業取引適正化センター設置業務
- 地震調査研究推進本部の評価等支援業務
- 海洋環境における放射能調査及び総合評価
- アジア地域原子力協力に関する調査業務

3. 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」の見直しについて

4. 第10回地方公共サービス小委員会 審議結果について

5. 平成27年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況について【非公開】

6. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集の結果について【非公開】

7. 業務フロー・コスト分析対象事業等について【非公開】

8. 閉会

○引頭委員長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第167回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の議題ですが、議事次第のとおりでございます。議題5から議題7につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

まず、実施要項（案）について御審議いただきたいと思っております。本件については、事業主体からの報告に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、「劇場・音楽堂等基盤整備事業」、「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務」、「内陸及び沿岸地域の活断層調査」、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業」、以上4件の実施要項（案）について事務局から報告をお願いいたします。

○澤井参事官 それでは、入札監理小委員会における審議の結果について報告させていただきます。

まず、資料1-1をごらんください。文化庁の劇場・音楽堂の基盤整備事業についてです。この事業は、全国各地にある市民ホール、文化会館といったような劇場・音楽堂において、いい自主企画が活発に行われるように情報提供事業や研修・交流事業を実施するものです。これまでのところ、公益法人の1者応募が続いておりました。

今回の実施要項案では、仕様の明確化、情報開示、共同体による入札が認められているほか、入札公告から企画提案書の提出まで1か月を確保するなどスケジュールの改善等も行われています。また、総合評価落札方式が採用されています。

小委での審議の結果については、実施要項の修正に係るような御意見はありませんでしたが、1者応募の要因についての議論等が行われました。パブコメについては特に意見は寄せられませんでした。

続きまして、資料2-1をごらんいただければと思います。文部科学省の研究開発推進事業等の実施に係る調査分析事業です。この事業は、さまざまな科学技術イノベーションの創出基盤に係るプロジェクト、例えば人材の養成というテーマについてのプロジェクト等について、応募・審査、進捗管理、評価を行う事業でございます。

民間競争入札は2期目になります。単年度事業なので評価はまだですが、前回の実施要項の審議のときに、事業規模が大きいことから、事業の複数年化を検討するように指摘がありました。それを踏まえまして、文部科学省のほうで、今、概算要求において国庫債務負担行為を要求中でございます。これが、認められれば複数年事業になりますし、認められない場合は単年度事業になります。

入札小委の審議の結果ですが、資料2-2の18ページにあります評価基準についての議論が行われました。評価項目となっている分析手法について、何についての分析手法なのか具体的にすべきといったご意見がありまして、「事業を実施する上での課題に関する調査分析手法」と具体的に明記しました。また、組織の経験・能力の評価については、類似調

査の実績と挙げるとあったのですが、参入障壁を下げるために見直すべきではないかという御意見がありまして、調査の実績ではなくて、本業務に有益な経験またはノウハウを有する体制であることを加点項目とするということになりました。従業員の資質についても同様に、有益な経験・ノウハウを有する場合という加点する形に修正しています。

パブコメについては、意見は特に寄せられなかったということです。

続きまして、資料3-1をごらんください。この事業は、文部科学省の内陸及び沿岸海域の活断層調査です。これは、日本全国に活断層が100ぐらいあるそうなのですが、その活断層の状況を調査するという内容で、新規の事業になります。

もともとは「活断層の補完調査」、「沿岸海域の活断層調査」という2つの事業だったのですが、これらを一括して発注するということです。

これまで2事業とも独立行政法人の1者応募が継続しており、競争性の確保が課題とされてきました。

ちなみに、沿岸海域における活断層調査は、27年度は提案書の提出がなく、事業を中止しています。この経緯を踏まえ、改善点としましては、事業を複数年化しました。応募がなかった経緯を事業者ヒアリングしたところ、スケジュールの関係で事業ができなかったということだそうです。そこで、複数年化をし、事業者が事業をやりやすいように、期間を確保するといった改善を図ったほか、仕様の明確化、情報開示の徹底、また、共同事業体による入札を認める形としております。

実施要項の審議結果については既に述べたとおり、前回提案がなかった経緯を確認したほか、入札スケジュールの期間が短いのではないかと委員からの御指摘に対して、原案より1週間程度多く確保するように修正を行いました。

本件については、パブコメで3者から7件の意見がありましたが、実施要項の変更に至るような意見はなかったということです。

続きまして、資料4-1をごらんください。農林水産省の「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査に係る業務委託事業」です。この事業は、1つは、過年度の事業で採択した研究について、実際にどういうふうな事業の研究成果が使われているか、普及状況をリサーチする調査が1つ、それから、先ほど説明した文部科学省の研究に関する事業の農林水産省版とも言えると思うのですが、農林水産・食品分野の産業化に関する研究の審査や評価、進捗管理等の研究支援の2つが主な事業内容です。

この事業については、市場化テストは2期目になります。1期目の評価の際に、事業者の、公告時期を早めてほしい、企画書の作成時間がほしい意見を踏まえるように検討することが論点となったことから、今回については入札スケジュールを全体的に前倒しして、入札説明会実施から提出期限まで1か月間期間を確保する等の改善を行っています。

小委での審議ですが、1つは事業内容を1回目と比べて見直している部分があるので、変更箇所がわかるようにすべきということで、情報開示の注記事項に前回事業からの変更

点について追記しました。

また、業務を分割したほうがいいのではないかという意見がありました。具体的には、過去の研究のフォローアップ調査と実際の研究の支援の業務は切り分けて実施するべきではないのかという御意見でしたが、実施府省の考えは、事業全体の流れを見て一体的に実施するほうが望ましいと考えているということから、原案のまま一体的に今回の事業は行うという形になりました。

パブリックコメントについては、意見はなかったということです。

以上です。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願い申し上げます。いかがでしょうか。

御質問が出る前に私から1点だけ質問があります。1件目の劇場・音楽堂等基盤整備事業についてですが、修正に至る意見はなかったけれども、1者応札の要因及び競争性の担保について議論が行われたというご報告で、具体的な中身の御紹介がなかったと思いますので、簡単にどういうことだったのかを教えてください。

○澤井参事官 どうして1者しか応札がないのかという話や、また、研修等は各地域ブロック単位で実施しているので、事業を地域で分割して実施してはどうかといった御意見がありました。1者応札の要因としては、かなり専門的な知見、例えばアートマネジメントの知見が必要とされることもあるので、なかなか事業者がいなくてもいいかもしれませんが、もっと働きかけを丁寧に行うといったような議論が行われました。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

引き続き、実施要項（案）について御審議いただきたいと思います。

それでは、「総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務」について、石堂主査から御報告をお願いいたします。

○石堂委員 それでは、私のほうから御報告をさせていただきます。

資料5-1をごらんいただきたいと思いますが、まず、「総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務」ということで、1番にあります事業概要です。

本事業は、総務省本省、外部拠点、地方拠点の職員が利用するネットワーク基盤の更新整備業務及び運用業務でございます。

カラー刷りの横判の資料がついているかと思いますが、そちらをごらんいただきたいと思いますが、業務拠点としてこのような箇所数があるということと、業務規模のところですけども、ユーザーアカウント数7,000人ということで、クライアント端末が7,000、経費も57億という結構大きな施策でございます。

業務内容ですが、更新整備ということで、システムの更新に係る設計、構築、試験と、それが完成した後の運用管理業務、運用、教育・研修、また、ソフト・ハードの借入保守といった業務でございます。

右側の吹き出しにありますように、対象業務の質としては、24時間365日使用するシステムであるということ、稼働率を99%以上維持すること。また、重大障害については0件に抑えるようにということ。さらに、ユーザーの満足度調査を年1回やって、75点以上のスコアを上げることといったようなことで、他の件名に比しても大体妥当な質の確保かというふうに見ております。

資料5-1にお戻りいただきますけれども、1の事業概要のポツの2番目であります。23年度選定事業として、第1期が24年から29年までということで現在実施中、今回は第2期目ということでございます。

実施期間ですけれども、第1期が29年3月までであるのですけれども、28年4月から始まる。これは先ほどのカラー刷りでありましたように、更新整備に1年かかるということで28年4月から更新整備にかかり、その完成を待って運用業務に入っていくといった構成になっておるところでございます。

2番目の事業評価を踏まえた対応ということですが、ことしの6月に第1期の評価を行いました。そのときに議論の中心になったのは、このLANのシステムにつきましては、ヘルプデスクとか申請対応業務については別契約になっておりますけれども、システムの更新整備と運用が一体になっているというところを取り上げられまして、構築と運用管理業務を一括で調達するには何かということ、分離発注のほうが競争性が高まっていいのではないかという議論が中心になって行われました。

総務省さんのほうにおきましても検討していただいたわけですが、その対応にありますように、分離調達についても検討したが、情報セキュリティーに関し、高い安全性と障害等に対する迅速な対応を確保する必要がある基盤整備であるということで、1期目と同様に一括調達を継続することにしたというのが結論になっております。

ここは補足説明が要るかと思うのですが、総務省のLANというのは、総務省自体が平成13年に郵政省と自治省と当時の総務庁が一緒になった機関でございまして、それまでは当然3つともそれぞれのシステムを構えておりました。統合から8年後の平成21年に総務省LANということでシステムが統合になったということで、まず何よりも非常に大きなシステムであるということが1つございます。

それから、その大きいシステムをやっていく中で分離調達した場合に、当然のことながら複数の業者が入ってくることになるわけですが、その複数の業者に対応して、何か一旦事が生じたときに一体的に対応できる体制を総務省が指導していけるといいますか、マルチベンダーコントロールというらしいですが、その能力がまだ総務省では十分育っていないというのが総務省のCIO補佐官の認識であるということで、なかなか分離調達には入っていけないというのが一番大きい要素であるということでございました。

それから、さらに申し上げれば、総務省は国全体のICT化の所管官庁でございまして、その足元の最も基幹的なシステムで何かあり、また、その復旧におくれが生じたりすることについては問題があるだろうということで、今回は1期目と同様に一括調達にするということ、小委員会としてもこれを受け入れることとした次第でございます。

ただ、総務省さんのほうでも、マルチベンダーコントロールの能力を上げていく必要性は十分認識しておりますので、次の次の調達までにはどのような分離調達が適切かということも含めて考えていくということでございます。今回は、ある意味では分離調達によって得られるかもしれない経済的なメリットを若干抑えてもセキュリティーを優先していきたいということで、このような結論になっております。

それから、3番目の実施要項の審議結果でございますけれども、これも先ほどの関連で情報セキュリティーの対応を一括調達したということの流れで、構築、セキュリティーチーム、運用管理、この運用管理というのは非常事態をどう監視していくかというふうに御理解いただきたいのですが、三位一体の体制でやっていくということについて、きちんと実施要項に書きつけておくべきではないか。監理委員会の委員に対する説明だけではなくて、業者さん、業界のほうにもきちんと示すべきではないかという議論がございまして、それを当該体制の必要性について追記したということでございます。これが99ページ、100ページ、121ページにあるのですが、直接分離調達はやらないぞということが書いてあるわけではなくて、何かあったときに関係者が一体となってやっていく体制を十分心して受けてくれるようにという趣旨のことが書かれております。

それから、4番目に意見招請及びパブリックコメントに対する対応ですけれども、今回、募集したところ、非常に多く20者から、件数も非常に多い199件の意見が寄せられております。ただ、内容的に重複するものもございまして、それでも150件ほどの意見が寄せられたという感じになっております。

ただ、その意見、質問の内容につきましては、仕様の明確化に関する希望とか確認がその大半を占めてございまして、それに対して明確化のための追記、あるいは、確認した事項、こういう理解であるということを書くとするような答え方をしております。全体としては、意見、質問に対して非常に丁寧に回答しているという感じを受けております。

質問の内容は、実は非常に細かくなってございまして、最後の行の右端に「要件定義書」という言葉が出てまいりますけれども、非常に細かい要件を定義した書類で、今回委員会に出している資料では、余りにも資料が多くなり過ぎるということで省略してございます。ただ、事務局のほうには1部置いてありますけれども、その要件定義書の中身に関する細かな質問が非常に多数占めてございまして、例えばその中に書かれた機器について、もうちょっとレベルを下げれば、業者の側からより安価な提案ができるのだけれどもというような質問が非常に多く出されてございまして、それに対しましても、では、ある程度下げようかというような答え方をしているというのが多数見られるところでございました。

このパブリックコメントの対応を見てみますと、前回第1期のときには2者の応札だ

ったのですけれども、それよりはかなり多い業者の応札があるのではないかということをご期待させるような中身になっているところがございます。

総務省LANの更新整備・運用管理業務についての要項の説明は以上とさせていただきます。
○引頭委員長 石堂主査、ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

では、私から1点質問があります。マルチベンダーコントロールの能力をこれからつけていくということなのですが、そうはいつでもそう簡単ではないのではとも思います。これについて、何か具体的なやり方などについて、御提示等はあったのでしょうか。

○石堂委員 先ほど言いましたように、総務省が政府全体のICT化の所管官庁ということなのですが、もちろん総務省だけではなくて他の省庁においてもその能力はまだ非常に限定されているという認識がありまして、はっきり言うと今後の課題という感じかと思っています。

○引頭委員長 課題を確認し合ったということでございますね。わかりました。

ほかにございますか。よろしいですか。

では、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）につきましても、監理委員会として異存はないということにいたします。

引き続き、実施要項（案）について御審議いただきたいと思っております。

それでは、「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務」、「建設業取引適正化センター設置業務」、「地震調査研究推進本部の評価等支援業務」、「海洋環境における放射能調査及び総合評価」、「アジア地域原子力協力に関する調査業務」、以上5件の実施要項（案）について、尾花主査から御報告をお願いいたします。

○尾花委員 それでは、御報告いたします。

まず、資料6-1をごらんください。こちらは、「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務」です。

これは、新規の事業として選定されたもので、事業規模としては3,000万円程度になっております。

業務の内容といたしましては、横長の資料をごらんください。

育成事業と申しまして、若手芸術家に舞台の経験や展覧会への出品等の機会を与えることによって人材の育成をしている事業がございます。この事業については、各専門家が実施段階として参画するわけですが、この事業はその運営事務局をする事業となります。

もう一回、資料6-1にお戻りください。

この事業につきましても、民間事業者の1者応募が継続しており、昨年は2者応募となっております。既に実施府省のほうで主な改善点として仕様の明確化、情報開示の徹底、共同事業体による入札、余裕を持ったスケジュールの確保、総合評価落札方式の採用等の工夫がされておりましたので、委員会においては実施要項の明確化の点から審議が行われ

ました。

まず、第1点目は実施団体について。この実施団体というのは、先ほど御説明しましたように、民間事業者ではなくて、育成事業としての舞台の企画や展覧会の企画等をする実施団体でありますことから、その明確な定義づけをいたしました。

それから、第2点目、評価項目ですが、本件は育成事業の運営事務局の設置であり、従来より民間事業者が行ってきたものであるにもかかわらず、芸術との経験に大きなウェートを占めた評価の内容になっておりましたので、それぞれもう少し事務局に特化した内容になるように評価の視点を変えてもらう変更をしてもらいました。

それから、過去のものとしまして、次のページになりますが、従来の実施に要した経費のうち、変動のある経費の変動要因について明確にさせていただくというような提案をいたしました。

パブリックコメントについては意見は寄せられず、今後、文化庁に対して本業務の周知にさらに努めていただくように依頼を行ったところです。

こちらが「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務」になります。

次に、資料7-1をごらんください。これは、「建設業取引適正化センター設置業務」の実施要項（案）についての審議の概要になります。

こちらも新規事業で、事業規模は5,000万円程度を予定されています。

これは、業務内容としては横書きのカラー刷りの資料の右側の「内容」というところをごらんください。下請代金不払い等のトラブルに対して、弁護士や土木・建築の学識経験者等により紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス、建設業関係法令違反に対する行政機関の紹介等の相談業務を実施するという内容になっております。

また、資料7-1にお戻りください。こちらは、民間競争入札前より建設業適正取引推進機構という財団法人の1者応札になっており、競争性の確保が課題となっています。

こういった財団法人による1者応札が長く続いているものについては、実施府省さん自身が業務の内容を理解していないことが多かったり、工夫が十分に凝らされていないことも多いということで、本件については実施方法がそれでよいのかということにまで踏み込んで記載内容以上の議論がされています。

論点の1としては、2.の論点1をごらんください。建設業適正化取引センターを設置するということが決まっているのですが、その内容としては、東京23区及び大阪市内に設置することが要求されていました。ところが、中を見てみますと、1,300件ほどの相談が寄せられているのですが、そのうち9割が電話による相談を占めており、必ずしもこういった場所の特定が必要なのではないか、もう少し設置地域を広げて新規事業者が参入しやすいようにするべきではないかという意見を申し述べたところです。しかし、実施府省さんによると、電話相談のみならず相談者の利便性も考えてこのような場所への指定が合理的であると考えていて、今回の事業についてはその辺の変更はお考えにならないということでございました。ですので、今回の事業の実施の結果を見て、もしまだ1者入札が続くよう

であれば、また次の課題として考えていただきたいと思います。

論点2につきましては、配置を求められている管理技術者、常勤職員の要件について明確ではないという指摘がされ、対応としては、もう少しわかりやすい要件を記載していただくことになりました。

論点3については、建設業適正化センターに多くの相談が来ていただいたほうがいいと思われるのですが、そのために周知の方法が重要ですよという意見が委員から述べられて、どのような形で周知しているのか、周知することについてもっと積極的な内容を記載すべきという意見があったことから、対応としてはリーフレット等の配布先の詳細や建設専門紙への記者発表などを追記して、この事業が活発に利用されるような工夫をしていただくことになりました。

それから、論点4としては、相談に対する当日中の回答率が月平均80%を上回るということのが業務の内容となっていたのですが、これは法律相談等にも及ぶ内容であることから、新規事業者が当日中の回答をすることについてどの程度のものを要求しているのかということをちゃんと理解していただくために回答の範囲について詳細に追記したものです。それは結論に至るものではなく、対応方針についてお話しできる程度ということを記載しました。

「3.その他委託業務の適正かつ確実な実施確保のために契約により受託事業者が講ずべき措置に関する事項等」として、この事業では弁護士1名を週1回勤務させるということになっているのですが、こちらが弁護士に対する事業の紹介になってはいけないということで、弁護士による受任の禁止について新たに明記することといたしました。

4番については評価でございます。

論点1については、この事業というのは法律相談や専門的なアドバイスというのが業務の内容になっているにもかかわらず、評価の際にはコールセンター等の相談業務の経験やオペレーター等の窓口業務の経験が必要というような記載がされていたので、そういう記載を削除してもらって修正をしていただいております。

それから、加点項目については、最初の事業であったせいか項目が整理されていなかったもので整理していただきました。

パブリックコメントについては、何ら意見は寄せられておりません。

引き続き、次の事業の御説明をいたします。資料8-1をごらんください。これは、「地震調査研究推進本部の評価等支援事業」です。こちらも新規の事業で、事業規模としては2億3,300万円程度になっております。

事業の内容としては、横長の資料をごらんください。一番下の青い括弧の部分が民間事業者の受託業務の内容となっております。

この真ん中に丸い「地震調査研究推進本部」というのがありますが、これは地震調査研究を一元的に推進するために地震防災対策特別措置法に基づいて、政府の特別な機関として設置された地震調査研究推進本部なのですが、これに対して民間事業者が、ここに

ざいますように地震本部のウェブ運営を手伝ったり、データベースを更新したり、研究推進本部が行う会議の開催の運営支援をしたりする内容になっております。

こちらは財団法人地震予知総合研究振興会の1者応募が継続しており、競争性の確保が課題とされています。

実施府省さんのほうで既に複数年化を要求中であつたり、仕様の明確化や共同事業体による入札等の工夫がされておりますので、委員会では主に内容の明確化についての審議がされました。

論点1としては、細かいことなのですが、新規事業者さんがおおむね最大震度6以上を観測する地震が発生した場合に、休日・祝日にかかわらず開催される地震調査委員会臨時会の会議運営支援を行うこととしているが、例えば被災した場合にも行う必要があるかどうかというようなことについては、可能な限りの支援で大丈夫であることを明確にいたしました。

あとは、評価項目については類似の支援事業があることを評価するというような記載になっていたのですが、どのレベルでの類似を想定しているかについて明確にしてもらうことにしました。その結果、対応としては類似の支援事業として長期評価、強震動評価、津波評価に関する本実施要項データ・資料の収集や調査・分析と具体的な記載になるように変更をしていただきました。

その他、従来の実施に要した経費としての借損料は、事務所借料や倉庫・会議室借料等であることを明確にさせていただいたものです。

意見募集はしましたが、寄せられておりません。

次に、資料9-1をごらんください。これは、「海洋環境における放射能調査及び総合評価事業」です。

こちらも新規事業で、こちらの事業規模は大変大きくて10.3億円ぐらいになっております。

業務の内容については、横長の資料をごらんください。

一番上の「事業の背景・内容」というところで、原子力施設沖合に位置する主要漁場における海産生物、海底土、海水に含まれる放射性物質の調査、もう一つは、東電福島第一原発事故により放出された放射性物質による影響を把握するための総合モニタリング計画に基づくモニタリングをしていただくことになっております。

従来よりこれは1者応札であり、公益財団法人海洋生物環境研究所が実施しており、競争性の確保が問題になっておりました。こちらは原子力に関することで、放射能調査に関することだったので、原子力の専門委員の先生にも来ていただいて審議をいたしました。

まず、1点目、確保されるべき質の設定について、当初は業務を適正に履行することという業務内容しかなかったため、それでは質の設定として不十分であろうということになりまして、本業務の目的が漁場の安全の確認をすることを目的とする事業であるから、確認をしていただきたいのはこれらの調査結果の説明を受ける関係団体であろうということ

で、関係団体への放射能調査結果の説明の際にアンケート調査を行って、これらの調査が十分に行われたかどうか、満足度の結果を確保されるべき質の設定として追加いたしました。

また、これは事業の規模も非常に大きいことから、従来の実施状況に関する情報の開示が大事であろうということで、まず論点1として、委託費の合計額しか記載されていなかったのが、内訳について詳細な情報を開示してもらいました。

論点2としては、まさに漁場の安全を確保するために説明会をするわけですが、その内容について回数など詳細な情報がなかったので開示してもらうことにしました。

さらに、論点3として、従来の実施に要した施設及び設備について、現在の受託者が従来より所有していた施設とか設備等が混在して記載されていたので、それを削除してもらうことになりました。

パブリックコメントをしたところ、3者から37件の意見が寄せられたのですが、件数は多いのですが、いずれも「てにをは」や細かい誤記修正に及ぶものでした。また、1点実質的な内容としては、NPOも参画させてほしいというような意見だったので、それについてはそもそもこの実施要項の条件で否定するものではないという回答をすることによっております。したがって、実施要項（案）の変更には及ぶものではございませんでした。

最後に、資料10-1をごらんください。これは「アジア地域原子力協力に関する調査業務」に関する実施要項（案）です。

こちらでも新規事業で、公益財団法人原子力安全研究協会が落札しておりますが、27年度は同様の公益財団法人が2者応札をしております。

事業規模としては3,400万円程度の内容となっております。

事業の内容としては、横長のカラーの資料をごらんください。現在、原子力の平和利用の分野においてリーダーシップを発揮すべきアジア原子力協力フォーラムというのがございますが、そこについての上級行政官会合、大臣級会合、コーディネーター会合、パネル会合等の開催や運営、それをするための原子力政策動向の調査等の調査業務及び、さらに報告書の取りまとめという会議運営業務と調査・報告書取りまとめ業務の両方となっております。

こういった内容の業務なのですが、大体3,400万円程度の事業規模になっています。

こちらについては、主として委員会では詳細な明確な記載がされているかということを中心に議論がされました。まず、原子力に関する論点1ですが、情報漏えいのリスクが高くなるので、通訳の方等にも秘密保持に関する誓約書を出していただくような修正をさせていただいております。

論点2で、会議業務等なので飲食の提供もございますことから、ハラール認証等の基準設定もすべきではないかということで提案もしたのですが、対応としては、宗教のみならずアレルギー等も同等に配慮すべきとの観点から記載を修正しましたが、ハラール認証については、現状は過度な要求水準となるため設定しないこととしますということになって

おります。

あと、事前調査業務、つまり確保をするために各国の原子力政策動向の調査等をお願いするわけですが、これについての質の設定がなかったことから、内閣府原子力委員会が調査内容を確認し、再調査の要否、その後の対応内容について評価して質を確保することにいたしました。

新規参入を促すための業務内容や従来の実施状況についても、例えば実施要因についても一回きちんと書いていただく等、過去の実施状況について開示をお願いしております。

パブリックコメントについては、意見はございませんでした。

以上でございます。審議のほどをよろしく申し上げます。

○引頭委員長 尾花主査、ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

稲葉委員。

○稲葉委員 特に強い反論、異論もないのですけれども、何となくずっと、最初からのものを聞いていても思うのですけれども、こういう入札をして適切な業者を選ぶというときに、民間にとってもビジネスとしてやったことがあるとか、そういうことであればもちろん応札しやすいのですね。だけど、全く民間にはそういうビジネスがなくて、お役所ですかそういうことをやったことがないとか、あるいはやる必要がないというようなものだとすると、それをこういうところに入札でオファーしても、何とか財団とか決まったところしか出てこないのではないかと思うのです。

そういうこと自体よくないというつもりはないのですけれども、例えば海洋環境放射能云々かんぬんについては、こんな事業をやっている民間なんかないわけですよ。それはそうですよ、著しく公的なお仕事だから。だけど、海に船を浮かべて水を採取したり、土砂を採取したりするようなことは、あるいは民間でもやったことがあるかもしれない、一方、海水を取り上げてそれに放射能が入っているかどうかというのを調べる仕事ぐらいはやったことがあるかもしれない。あるいは、土砂を検査する仕事はやったことがあるということで、ある程度区分して民間がやったことがある、民間がやったことはない、民間がやったことのない部分は除去して、やっているようなところについてオファーをかけるというような工夫をしていかないと丸ごとこういうふうにしてしまうと、何とか財団しか応札がない。でも、それはやってもやらなくても同じことになるのではないか。

一方、もう一つよくわからないのがあって、建設業取引適正化センター設置業務の入札なのでも、これはセンターを設置するという目的はよくわかったのですけれども、そのセンターを設置した上で民間業者に何をやらせるかというのがよくわかっていなくて、多分いろいろ判断するのは専門家とか学者の人なのですね。したがって、応札する業者は事務のお手伝いをするわけですね。そういうことを明確に書けば、事務のお手伝いだったら民間もいろいろなところで仕事をやっていますから、応札者がもっと出てくるだろうと

思うのです。何を入札対象にするのかというのをもう少し民間に優しくというか、応札しやすい工夫をしたほうがいいのではないかと。

今回のこれについて著しく違和感を持っているというつもりはないのですが、少し工夫の余地があるという感じがしました。

○引頭委員長 御意見ありがとうございました。

2点ございましたね。1点目は民間事業者を意識した発注の仕方について、2点目は建設業取引適正化センターの設置業務とされていますが、実際の中身は事務サポート業務ではないかということだったと思います。では、主査からお願いいたします。

○尾花委員 海洋環境放射能総合評価事業のほうで、委員会でも金額も大きいし、もしかして分割発注することによって市場をもう少し活性化できるのではないかと議論も確かにされてきて、例えば今回の場合は海産生物、海底土、海水に含まれる放射性物質の調査をするというのと、あとは、東電福島第一原発事故により放出された放射性物質による影響をモニタリングする業務は大きく違うから分けてはどうですかという提案もしたのですが、今回はこのとおりにやらせてくださいというふうに言われてしまいました。

それから、実施府省さんも応募可能企業というのでも調べておられて、分析機関や環境調査会社なんかはできるのではないかとこのように思われていて、かつ、入札説明会の参加を呼びかけたこともあったのですが、先生がおっしゃるように、海の海底土や海水を調べるので用船なんかも必要だと。その用船が確保できなかったので入札しなかったのだというような報告も得たということで、今回はこのまま一旦やらせてくださいというふうに言われたという次第でございました。

これは、委員会でも非常に大きい事業で非常に専門的なので、本当にこのまま投げて民間事業者の方が参入できるのかどうかというのは同様に疑義を持ちながら審議はさせていただいた次第です。

次に、建設業取引適正化センターの設置業務については、この5件の中でも委員会で一番時間をとって審議させていただいたものです。これは私の説明が悪かった部分もあるのですが、内容としては下請事業者さんがしわ寄せを食らってしまって、なかなか代金を払ってもらえないようなことが非常に多くございます。そのときに、どういう手段をとれば払ってもらえるのかどうか、どういう機関に相談すればいいのかとか、今、自分の抱えているものがどの程度のトラブルなのかとかいうのを弁護士や専門家に相談できるシステムづくりをするようなセンターをつくってくださいという業務です。

センターといいながら、実は行われているのは公益財団法人の建設業適正取引推進機構さんの事務所にお部屋がつくられていて、そこに専門家や弁護士さんをお呼びして、電話や面談をするシステムづくりをするというものでございました。これも建設業取引適正化センターというのは公益財団法人がずっとなさっているもので、この事業であればほかの方でもできるのではないかとこのようにいろいろやり方について提案はさせていただいた次第です。

以上です。

○引頭委員長 尾花主査、ありがとうございました。

稲葉委員。

○稲葉委員 別にそれでどうこうというつもりはないのですけれども、例えば検査ができる人は船が出せないとか、多分そうなのだろうと思う。だったら分離すればいいですね。輸送とかそういうのを担当する業務と検査をする業務と分けて応札すればよくて、それでもって全体のプロジェクトがうまくいかないという説明にはならないだろうと思います。

2番目のやつは、それはもうセンターをどうつくり込むかという、まさに行政として知恵を出すべきところなので、それを民間に入札して考えてもらおうというのはちょっと無理があるのではないかという感じがします。

○引頭委員長 貴重な御意見、ありがとうございました。

では、ほかに御意見ございますか。井熊委員、お願いします。

○井熊委員 私も1者応札の問題というのは非常に大きな問題で、この委員会の扱った案件も何年か前は書面に書いてある条件が非常に閉鎖的で、その条件を直すことによって入札を改善したというようなことに関しては、大分改善するべき点が普及してきたのではないかな。

今、問題に立っているのは、書類そのものはそれなりにできているのだけれども、民間が来ないというような事例が非常に多いわけですね。それは民間企業から考えてみれば、今まで我々が門外漢だと思っていた事業に、あるとき突然それを見るというケースがそもそも少ないし、あえてリスクを冒してやってみようという人も少ないのだと。やはり大丈夫なのですよとか、ぜひ来てくださいというような呼びかけとか、そういうようなことをやっていかなければいけないのですけれども、その知見がまだこの委員会の委員も含めて十分たまっていない。そういういろいろなことをやってみて知見の共有化を図っていくようなことが必要であるということが1つと、もう一つは、コミュニケーションの基盤をもっと整備すべきである。この前、公物管理の委員会でホームページのアクセス数を聞いたたら、アクセスの頻度が民間のやつに比べると非常に低いというようなことで、そういうコミュニケーションのインフラ自体をもう少し活性化していくとか、今ある1者応札を記述の改善だけで問題解決するというのは結構限界に来ていて、そういう書類の外の部分のアクションを改善していくという、そのために何をしたらいいのかということを検討していく必要があるのではないかと思います。

○引頭委員長 ありがとうございました。大変貴重な御提案をいただいたと思います。

事務局から何か。よろしいですか。

ほかに何かございますか。川島委員、お願いします。

○川島委員 内容そのものについてはないのですけれども、資料7-1の建設業取引適正化センター設置業務の最後のところに、パブリックコメントの寄せられた意見はなかつ

たということで、期間がほかのものは大抵2週間とっているのですけれども、これは8日間ということなので、それでも大丈夫なのだとということでこのような設定をされたのか、そうでなくて、実は2週間とるべきところ、別の事情があってこのような設定になったのか、そのことと意見がなかったということが関係あるのかどうなのか、お気づきの点、わかる点があれば教えていただけたらと思います。

○引頭委員長 ありがとうございます。

では、事務局からお願いします。

○事務局 事務局から回答させていただきます。

こちらの事業の担当部局が、横浜のマンションの傾斜問題の担当部局で、その対応で当初予定していた日程の小委ができなくて、少し小委の開催がずれ込んでしまったというのが事情になっております。

○川島委員 承知しました。

○引頭委員長 よろしいですか。

○川島委員 ありがとうございます。

○引頭委員長 ほかにございますか。

いろいろ貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)につきましても、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思います。

続きまして、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」の見直しについて御審議いただきたいと思います。

10月30日に、私が主査を務めさせていただいております第11回業務フロー・コストの分析・情報開示に関するワーキンググループを開催いたしました。ワーキンググループでは、業務フロー・コスト分析が終了した事業や現在進捗中の事業の報告があり、実際の作業を通じて幾つか課題が浮き彫りにされました。そこで、手引き(案)を改訂することとし、その原案について審議を行いました。具体的な「業務フロー・コスト分析に係る手引き」の見直しの内容について、事務局より御説明をお願いいたします。

○澤井参事官 それでは、資料11-1、資料11-2に基づきまして、今回の「業務フロー・コスト分析に係る手引き」の改訂案について御説明させていただきます。

ただいま引頭委員長からもお話がありましたが、手引きなのですけれども、実際に分析を行った実施府省からのコメントや、ワーキンググループでの御議論を踏まえて、大きな改訂というわけではないのですが改訂案を作成させていただきました。

改訂案の主な内容ですが、1つは①のように、分析の実施目的についてです。これについては資料11-2の2ページを開いてください。ワーキングにおける、なぜ監理委員会で業務フロー・コスト分析を行うのかという経緯をはっきり書いたほうが良いというご意見を踏まえて、経緯を記述しました。また、独立行政法人に対しては、平成25年の閣議決定で決められた基本方針で、この手引きの手法を使って自主的な業務改善が求められていま

す。そのため、この手引きが参照されているということもありますので、これについても明記しました。また、最後の段落では、分析をやるだけではなくて、分析の後どのような改善が行われたかを検証することが重要だということ、ワーキングの議論を踏まえて書かせていただきました。

また、注の5ですが、もともと本文に業務フロー・コスト分析を実施することとなった事業は、必要に応じて官民競争入札市場化テストを求めるといった記述があったのですが、この記述によって、行政機関が、業務フロー・コスト分析は、要は選定のためにやるのだろうと、最初から拒否感を持つというようなことがあり、こうした誤解を避けるために注に落とすといったような改正をいたしました。

それ以外の改正内容なのですが、資料の11-1のほうに戻っていただければと思うのですが、分析をより簡素化するということが業務量調査の簡素化やコスト計算の簡素化する方法を明記しました。例えば資料11の1の参考資料1として、業務量調査の簡素化について、例えば時間を計算する際に、今まで配賦方式しか書いていなかったのですが、積み上げ方式という方法もあるということや、あるいは、参考資料2にあるように、今後分析に当たって配慮すべきこととして、コストが変動するものか変動しないものなのかについても検討を行う必要がある場合があるといったことについて追加するという改正を行いました。

説明としては以上になります。

○引頭委員長 御説明ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。今回の手引きの改訂では、業務フロー・コスト分析の対象事業となったとしても、必ずしも市場化テストを実施しなければならないということではなく、業務の改善に役立てるということが狙いであるということをはっきりさせたことがポイントの一つだと思います。

では、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」の見直しにつきまして、御了承いただくということでよろしいですね。

(「異議なし」と声あり)

○引頭委員長 ありがとうございます。

それでは、提示されました手引きに沿って業務フロー・コスト分析を進めていただくようお願いいたします。

続きまして、「第10回地方公共サービス小委員会 審議結果」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○新田参事官 それでは、資料12-1並びに12-2によりまして、去る12月3日に開催されました第10回地方公共サービス小委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

この地方公共サービス小委員会におきましては、公サ法によります地方公共団体が行う行政サービス改革に関連いたしまして、その環境整備を行うという観点からさまざまな調査や検討を行ってきているところをごさいます、特に近年は公金債権回収の外部委託化についての研究を進めてきているところをごさいます。

まず、1.のところでございませけれども、近年の取り組みということで、1つ目といたしまして公金債権回収関係につきまして、昨年3月に取りまとめをいただいた小委員会の報告書を普及並びにそれに基づく取り組みを支援していくということで、今年度行っていることにつきまして御報告を申し上げて御検討いただいたところをごさいます。

具体的にどういう取り組みを行ったかということにつきましては、1つ目は、ことし初めて行った取り組みでございませけれども、9月3日に公共団体の担当者の方々にお集まりをいただいて、公共団体のほうの先行的な事例の発表をいただいた上で、その先行事例について意見交換をしていただく、公共団体同士でさまざまな意見交換をしていただく、あるいは、受け手である民間事業者の方から私どもとしてこういう仕事ができますよという御提案のプレゼンテーションをしていただきまして、それを踏まえた御意見交換をしていただいたというものでございませ。これに関しましては、公共団体側の評価が高かったこともございませるので継続して実施したいということで御説明を申し上げたところをごさいます。

委員の方からの主な意見といたしましては、例えば軽自動車税のように少額債権の滞納者が結構ネックになっている。そういう方が区域外に転出されてしまうと調査をやるだけのコストが見合わないということもあって放置される傾向にあるということと、少額であるということで滞納される側も気楽に滞納してしまうというところの問題があるので、といいながら、これは積み上がると結構な金額になっていて悪循環が起きているので、こうしたことについて何らかの方策の検討ができないかという御提案。

あるいは、民間委託を行う場合に効果について評価の基準や方法を確立していく必要がありますよという御意見。それから、こうした取り組みについてはトップである市長会への働きかけも重要なのですけれども、それよりも各県単位で担当の部課長会議の会合もあるので、そちらのほうにも情報提供されてはいかがか。

それから、単に債権の回収という問題だけではなくて、債権の回収が困難となっている事案について、それをうまく適法に処理をするということについてしっかり検討していく必要があるといった御意見をいただいたところをごさいます。

2つ目、こちらは、来年度以降新たに取り組みたいということで事務局のほうから御提案を申し上げた事項でございませ。資料12-2がこれに関する資料でございませけれども、窓口業務委託に係る今後の検討ということでございませ、12-1の2.の最初のところに書いてございませが、事の発端と申しますのは、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（いわゆる「骨太の方針 2015」）の中で、地方公共団体におけますこうした公的サービスの産業化というものが掲げられまして、具体的には窓口業務などの民間委託の推進が大

きな検討課題であるという指摘がされたところでございます。

この件に関しましては、財政諮問会議の下にワーキンググループが設置されまして、改革の工程表でありますとか目標の設定なども並行して進められているところでございますが、この案件に関しまして、窓口の業務委託に関しては従来よりこちらの小委員会でも取り扱ってきているというところもございまして、外部委託に関してはノウハウが蓄積してきているということもございまして、一定の役割を果たすことが期待されているという状況でございます。

これを踏まえまして、裏のページ、2ページのほうでございましてけれども、まず、現状、窓口等の公共団体の外部委託みたいなものが進んでいるかどうかということに関しまして実態の把握が必要であるということで、ことしの秋に私どものほうで調査をさせていただいております、まず、その概要についての御報告を申し上げます。

また、それらの結果も踏まえまして、今後、窓口の外部委託に関しまして、その下に3つ〇が書いてございますけれども、特に技術的な面として進んでいない面もございまして、私どものほうでそれをお手伝いするという観点から、自治体の窓口業務に関しまして、それをある程度標準化した上で民間委託できる部分とできない部分というものを明確に切り分けをして、実際の業務手順に即してどういう形で委託すればスムーズな業務委託が可能になるかということについてのマニュアル、あるいは、標準の委託仕様書などを整備していくということについて2年間かけて取り組んでまいりたいということで御説明を申し上げます。

これに対しまして、主な御意見というところでございますが、例えば、こうした窓口の外部委託みたいな話については、財政改革の視点だけではなくて、それに加えて地方分権のほうの文脈もあるので、地方分権の文脈からもきちんと位置づけをしてほしいという御意見、それから、2つ目、これはかなり重い御意見でございましてけれども、そういうテクニカルな部分というよりも行政処分の基準というのが法令で書かれてはいるのですけれども、必ずしもきちんと書き切れていない面があって、行政団体ごとにぶれがあるとか、あるいは、裁量の余地みたいな部分が残っているがために裁量の部分をきちんと判断するために公務員でないと仕事ができないといったような問題が生じているのではないかと。そういう行政処分の基準をもっと明確化すれば外部委託もできるのではないかと御意見等をいただいたところでございます。

これらを踏まえた上で検討を進めてまいりたいということでお答えを申し上げまして、こうした取り組みについては御了承いただいたということです。具体的には資料12-2をめくっていただいて、3ページ目、4の今後の取り組みということでございますが、先行自治体の情報を集めるとともに、一緒に検討するモデル自治体を募らせていただいて、モデル自治体と一緒にこれら業務フローの調査でありますとか、業務マニュアル、標準仕様書の作成などを進めて、実際にモデル自治体でそれを運用していただいて問題点を洗い出した上で最終的に平成30年度以降に標準仕様書等を全国展開してまいりたいと考

えております。

この要所要所で、こちらの小委員会のほうで全体の監理をしていただくということで、当面、来年1年間については4回小委員会を開催することについて御了承をいただいたということでございます。

以上でございます。

○引頭委員長 御説明ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

稲葉委員。

○稲葉委員 簡単にコメントさせていただきたいと思います。

最初の公金債権回収に関する取り組みですけれども、これはお金を貸したら回収するというのは民間の得意なところでして、必ずどこのビジネスもやっているのも、一方では、こういう面というのは公的なお仕事からは相当遠いということでもあるので、こういう面では民間の知恵とかそういうのをうまく活用しながら、ここに書いているような方向感で進めていかれることで非常にいいのではないかというふうに思います。

一方、2番目の窓口業務ですけれども、これは民間でもユーザーさんがどういうことを考えているかということを知るための唯一貴重な窓口なのですね。したがって、ここでの仕事を単純に民間に委託するかどうかというのは慎重にお考えになったほうがいいのではないか。ここでもいろいろ議論されていますが、まさにそういうことだと思います。もちろん民間委託するときには画一的な対応が求められるわけですけれども、行政のいいところというのは、もちろん恣意的、裁量的になっては困るのだけれども、とはいえ、きめ細かい対応ができるというのが大事な行政の利点ですので、そういう面も言ってみれば窓口業務委託を推進し過ぎるとかえって弊害が出るのではないか。つまり、情報収集、国民のニーズがどうなっているか収集する、画一的でなくてきめ細かい対応をする必要がある、その2点から、もちろん民間の力を使ってもいいのだけれども、このところは慎重な考え方が必要なのではないかと思います。

○引頭委員長 貴重な御意見、ありがとうございました。

ほかにございますか。浅羽委員。

○浅羽委員 どうも御説明ありがとうございました。

窓口業務の民間委託についてなのですけれども、こういった業務のやり方の一つとして、もう一つ、そもそも地方独法化ですね、いろいろと仕事を切り出して独法化するというやり方もあると思われま。それに関しまして、現在、総務省の中で地方独法の拡大に向けた研究会が開かれているというふうに伺っております。そこでの議論を伺ったことがあるのですが、そこでも判断行為に関してそれをどうするのかというのが頭が痛い問題だということではなかなか先に進んでいないという話を伺っております。これはただの要望ですけれども、可能であれば、そうしたところで出た知見等も生かして窓口の業務についても考

えてくださればありがたいと思いますし、恐らく先方にとっても結構大変だと伺っていますので、こちらでの違う視点、アプローチからだと思いますが、目指すところは同じで、いかに効率化して住民サービスをよりよくしていくかということだと思いますので、これはただの意見ですけれども、そうしたところとの意見交換等もしていただければと思います。

以上です。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。石堂委員、お願いします。

○石堂委員 質問なのですけれども、窓口業務のほうの2つ目の○のところで、今、浅羽先生からもお話がありました判断行為の話が出てくるのですけれども、判断行為も委託できるよう制度改正に取り組むことが必要と書いてあるのですけれども、これはどこかに1か所明文で判断行為は公務員がやるものだというふうに書いてあるような性格のものですか、それとも、これまでの積み重ねの中でそういうふうに言われてきているというような部分なのですか。

○引頭委員長 では、事務局お願いします。

○新田参事官 これは、窓口業務に関しましてもそれぞれの根拠法がございます。例えば戸籍であったり、住民票であったり、それぞれ根拠法があるのですが、根拠法の中で市が行うというふうに明確に定義されている事案が幾つかございまして、やはりそれは市の職員でないとできないというふうに法的には解釈されています。ですので、市の権限になっている分野を除いた部分については外部委託が可能だという整理になっています。

一方で、今、公的施設の管理について指定管理制度が設けられておりますけれども、これは、本来は市みずから管理しなければならないものを自治法の中で一括的に法に規定を置くことでもって向いているという例があります。ですから、同様のことをやれば一定の部分については、今は市の職員でないとできないのだけれども、それを外部に委ねることができますよという規定を置くことはテクニカルとしては可能です。ただ、それをやろうと思うと根拠法ごとに非常に詳細な議論をしなければいけないですし、そもそも民間委託をすることが目的ではなくて、国民の行政サービスという観点から定められている法律でございますので、ちょっといびつな議論になるという部分はありますので、そういった部分はできれば、まず入り口の部分の敷居を下げて、その後に検討していくべき課題かというふうに事務局では考えているところでございます。

○引頭委員長 よろしいですか。

○石堂委員 はい。

○引頭委員長 ほかにございますか。

では、先ほどの稲葉委員と浅羽委員の御意見について、事務局からコメントをお願いいたします。

○新田参事官 まず、稲葉先生から御指摘をいただきました窓口というのは非常に重要な

分野なので軽々に委託すべきではないという御意見は非常にごもつともございまして、実は、財政諮問会議の下に設けられているワーキンググループも公共団体の首長さんが何人か入られておりまして、その方からも自分は窓口業務を外部委託化する気はないとはっきりおっしゃる方もいらっしゃったところで、特に職員が市民と直接対話をする貴重な場面なので、そこは職員のスキルアップの観点からも非常に重要だというふうにとらえられるということもございます。また、公共団体のニーズといたしましても、職員の側のノウハウが失われるということに関して危機感を持たれているところもございまして、そうした公共団体みずからがお持ちのニーズに当然ながら合致するような形で全体の制度構築を進めてまいりたいというふうに思います。

それと、浅羽先生のお話でございましてけれども、実は、こうした地方公共団体の窓口業務の行政改革というのは、本来、私どものお仕事というよりは総務省のほうのお仕事でございまして、この件に関しましても、主としては総務省の自治行政局がメインになってやっていた。私どもはテクニカルな部分の、特に競争入札みたいな部分についてのノウハウがあるので、それのお手伝いをさせていただくというつもりでございまして、十分に連携をさせていただきながら進めさせていただければと考えております。

○引頭委員長 では、よろしいでしょうか。

特に窓口業務における適正な民間委託の環境整備につきましては、地方公共サービス小委員会において、地方公共団体や関係省庁、民間事業者等々と連携しながら主体的に検討を進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。